

茨城県地域防災計画
(津波災害対策計画編)
新旧対照表

令和元年 11 月

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p style="text-align: center;">茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 津波災害対策計画の概要・・・1</p> <p>第1 計画の目的・・・1</p> <p>第2 計画の用語・・・1</p> <p>第3 計画の構成・・・1</p> <p>第4 基本方針・・・1</p> <p>第2節 国内の津波被害・・・3</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 津波に強いまちづくり・・・6</p> <p>1 津波に強いまちの形成・・・7</p> <p>2 海岸保全施設等の整備・・・9</p> <p>3 避難関連施設の整備・・・9</p> <p>4 公共施設等の津波対策・・・10</p> <p>5 ライフライン施設の耐浪化・・・11</p> <p>6 危険物施設等の安全確保・・・12</p> <p>第2節 防災思想・知識の普及・・・13</p> <p>1 防災教育・・・14</p> <p>2 津波ハザードマップの充実、活用・・・15</p> <p>3 避難誘導標識等による啓発・・・16</p> <p>4 防災訓練の実施・・・17</p> <p>第3節 応急対策、災害復旧への備え・・・18</p> <p>第1 災害発生直前対策・・・18</p> <p>1 津波警報等の住民等への伝達・・・19</p> <p>2 住民等の避難誘導體制・・・20</p> <p>第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備・・・23</p> <p>1 情報通信ネットワークの整備・・・24</p> <p>2 対策に携わる組織の整備・・・24</p>	<p style="text-align: center;">茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 津波災害対策計画の概要・・・1</p> <p>第1 計画の目的・・・1</p> <p>第2 計画の用語・・・1</p> <p>第3 計画の構成・・・1</p> <p>第4 基本方針・・・1</p> <p>第2節 国内の津波被害・・・3</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 津波に強いまちづくり・・・6</p> <p>1 津波に強いまちの形成・・・7</p> <p>2 海岸保全施設等の整備・・・9</p> <p>3 避難関連施設の整備・・・9</p> <p>4 公共施設等の津波対策・・・10</p> <p>5 ライフライン施設の耐浪化・・・11</p> <p>6 危険物施設等の安全確保・・・12</p> <p>第2節 防災思想・知識の普及・・・13</p> <p>1 防災教育・・・14</p> <p>2 津波ハザードマップの充実、活用・・・15</p> <p>3 避難誘導標識等による啓発・・・16</p> <p>4 防災訓練の実施・・・17</p> <p>第3節 応急対策、災害復旧への備え・・・18</p> <p>第1 災害発生直前対策・・・18</p> <p>1 津波警報等の住民等への伝達・・・19</p> <p>2 住民等の避難誘導體制・・・20</p> <p>第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備・・・23</p> <p>1 情報通信ネットワークの整備・・・24</p> <p>2 対策に携わる組織の整備・・・24</p>	i	

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
3 相互応援体制の整備・・・・・・・・・・24	3 相互応援体制の整備・・・・・・・・・・24	ii	
4 防災組織等の活動体制の整備・・・・・・・・24	4 防災組織等の活動体制の整備・・・・・・・・24		
第3 被害軽減のための備え・・・・・・・・25	第3 被害軽減のための備え・・・・・・・・25		
1 消火活動、救助・救急活動への備え・・・・26	1 消火活動、救助・救急活動への備え・・・・26		
2 医療救護活動への備え・・・・・・・・・・26	2 医療救護活動への備え・・・・・・・・・・26		
3 緊急輸送への備え・・・・・・・・・・26	3 緊急輸送への備え・・・・・・・・・・26		
4 被災者支援のための備え・・・・・・・・26	4 被災者支援のための備え・・・・・・・・26		
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画		
第1節 災害発生直前の対策・・・・・・・・28	第1節 災害発生直前の対策・・・・・・・・28		
第1 津波警報等の伝達・・・・・・・・28	第1 津波警報等の伝達・・・・・・・・28		
1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報の収集・伝達・29	1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の 収集・伝達・・・・・・・・29		
第2 住民等の避難誘導・・・・・・・・37	第2 住民等の避難誘導・・・・・・・・38		
1 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備高齢者等避難開始37	1 避難指示（緊急）等・・・・・・・・38		
2 警戒区域の設定・・・・・・・・37	2 警戒区域の設定・・・・・・・・38		
3 避難の誘導・・・・・・・・38	3 避難の誘導・・・・・・・・39		
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立・・・・39	第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立・・・・40		
第1 災害情報の収集・連絡・・・・・・・・39	第1 災害情報の収集・連絡・・・・・・・・40		
1 被害概況の把握・・・・・・・・39	1 被害概況の把握・・・・・・・・40		
2 被害情報・措置情報の収集・伝達・・・・39	2 被害情報・措置情報の収集・伝達・・・・40		
3 国への報告・・・・・・・・40	3 国への報告・・・・・・・・41		
第2 通信手段の確保・・・・・・・・41	第2 通信手段の確保・・・・・・・・42		
1 専用通信設備の運用・・・・・・・・41	1 専用通信設備の運用・・・・・・・・42		
2 代替通信機能の確保・・・・・・・・41	2 代替通信機能の確保・・・・・・・・42		
3 アマチュア無線ボランティアの活用・・・・42	3 アマチュア無線ボランティアの活用・・・・43		
第3 県及び各機関の活動体制・・・・・・・・43	第3 県及び各機関の活動体制・・・・・・・・44		
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容・・・・44	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容・・・・45		
2 職員の動員・参集・・・・・・・・44	2 職員の動員・参集・・・・・・・・45		
3 県の災害対策本部・・・・・・・・44	3 県の災害対策本部・・・・・・・・45		
4 市町村、指定地方行政機関等・・・・・・・・44	4 市町村、指定地方行政機関等・・・・・・・・45		
5 国の現地対策本部との連携・・・・・・・・44	5 国の現地対策本部との連携・・・・・・・・45		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣・・・45	第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣・・・46		
1 応援要請の実施・・・46	1 応援要請の実施・・・47		
2 応援受入体制の確保・・・46	2 応援受入体制の確保・・・47		
3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保・・・46	3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保・・・47		
4 自衛隊に対する災害派遣要請・・・46	4 自衛隊に対する災害派遣要請・・・47		
5 自衛隊の判断による災害派遣・・・47	5 自衛隊の判断による災害派遣・・・48		
6 自衛隊受入体制の確立・・・47	6 自衛隊受入体制の確立・・・48		
7 災害派遣部隊の撤収要請・・・47	7 災害派遣部隊の撤収要請・・・48		
8 経費の負担・・・47	8 経費の負担・・・48	iii	
第3節 救助・救急、医療及び消火活動等・・・48	第3節 救助・救急、医療及び消火活動等・・・49		
1 救急・救助活動・・・49	1 救急・救助活動・・・50		
2 医療活動・・・49	2 医療活動・・・50		
3 消火活動・・・49	3 消火活動・・・50		
4 水害防止活動・・・49	4 水害防止活動・・・50		
5 海上災害対策活動・・・49	5 海上災害対策活動・・・50		
6 惨事ストレス対策・・・49	6 惨事ストレス対策・・・50		
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・50	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・51		
1 緊急輸送の実施・・・50	1 緊急輸送の実施・・・51		
2 緊急輸送道路及び航路の確保・・・50	2 緊急輸送道路及び航路の確保・・・51		
3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保・・・51	3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保・・・52		
4 緊急輸送状況の把握・・・51	4 緊急輸送状況の把握・・・52		
5 交通規制・・・51	5 交通規制・・・52		
第5節 避難収容及び情報提供活動・・・52	第5節 避難収容及び情報提供活動・・・53		
第1 避難所及び被災者の把握等・・・52	第1 避難所及び被災者の把握等・・・53		
1 避難所の開設、運営・・・52	1 避難所の開設、運営・・・53		
2 被災者、疎開者、自宅被災者の把握・・・53	2 被災者、疎開者、自宅被災者の把握・・・54		
3 広域的避難収容・・・53	3 広域的避難収容・・・54		
第2 応急仮設住宅・・・54	第2 応急仮設住宅・・・55		
1 応急仮設住宅の提供・・・54	1 応急仮設住宅の提供・・・55		
2 建築物の応急復旧への支援・・・54	2 建築物の応急復旧への支援・・・55		
第3 被災者等への的確な情報伝達活動・・・55	第3 被災者等への的確な情報伝達活動・・・56		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
1 ニーズの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>55</u>	1 ニーズの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>56</u>	iv	
2 相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>56</u>	2 相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>57</u>		
3 生活情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>56</u>	3 生活情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>57</u>		
第4 要配慮者安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>57</u>	第4 要配慮者安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>58</u>		
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策・・・・・・・・・・ <u>57</u>	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策・・・・・・・・・・ <u>58</u>		
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>58</u>	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>59</u>		
3 外国人に対する安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>58</u>	3 外国人に対する安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>59</u>		
第6節 物資の調達、供給活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>59</u>	第6節 物資の調達、供給活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>60</u>		
1 食料の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>59</u>	1 食料の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>60</u>		
2 生活必需品の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>60</u>	2 生活必需品の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>61</u>		
3 応急給水の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>60</u>	3 応急給水の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>61</u>		
第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動・・・・・・・・ <u>61</u>	第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動・・・・・・・・ <u>62</u>		
第1 保健衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>61</u>	第1 保健衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>62</u>		
1 避難所生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>61</u>	1 避難所生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>62</u>		
2 健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>61</u>	2 健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>63</u>		
3 精神保健、心のケア対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>62</u>	3 精神保健、心のケア対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>63</u>		
第2 防疫及び遺体処理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>63</u>	第2 防疫及び遺体処理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>64</u>		
1 防疫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>63</u>	1 防疫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>64</u>		
2 行方不明者等の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>64</u>	2 行方不明者等の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>65</u>		
3 遺体の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>64</u>	3 遺体の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>65</u>		
4 遺体の火葬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>64</u>	4 遺体の火葬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>65</u>		
第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動・・・・・・・・ <u>65</u>	第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動・・・・・・・・ <u>66</u>		
1 社会秩序の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>65</u>	1 社会秩序の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>66</u>		
2 物価の安定、物資の安定供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>65</u>	2 物価の安定、物資の安定供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>66</u>		
第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・ <u>66</u>	第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・ <u>67</u>		
第1 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧・・・・・・・・・・ <u>66</u>	第1 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧・・・・・・・・・・ <u>67</u>		
1 道路の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>67</u>	1 道路の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>68</u>		
2 港湾、漁港の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>67</u>	2 港湾、漁港の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>68</u>		
3 鉄道の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>67</u>	3 鉄道の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>68</u>		
4 その他の土木施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>67</u>	4 その他の土木施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>68</u>		
5 電力施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>67</u>	5 電力施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>68</u>		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
6 電話施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・67	6 電話施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・68	v	
7 都市ガス施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・67	7 都市ガス施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・68		
8 上水道施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・67	8 上水道施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・68		
9 下水道施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・68	9 下水道施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・69		
10 建築物の応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・68	10 建築物の応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・69		
11 住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・68	11 住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・69		
第2 二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・・69	第2 二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・・70		
1 水害・土砂災害対策・・・・・・・・・・・・・69	1 水害・土砂災害対策・・・・・・・・・・・・・70		
2 高潮、波浪等の対策・・・・・・・・・・・・・70	2 高潮、波浪等の対策・・・・・・・・・・・・・71		
3 危険物等流出対策・・・・・・・・・・・・・70	3 危険物等流出対策・・・・・・・・・・・・・71		
4 石油類等危険物施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・70	4 石油類等危険物施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・71		
5 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・70	5 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・71		
6 毒劇物取扱施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・70	6 毒劇物取扱施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・71		
<u>(新規)</u>	<u>7 有害物質の漏洩及び石綿飛散防止対策・・・・・・・・・・・・・72</u>		
第10節 自発的支援の受入れ・・・・・・・・・・・・・71	第10節 自発的支援の受入れ・・・・・・・・・・・・・73		
1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営・・・・・・・・・・・・・72	1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営・・・・・・・・・・・・・74		
2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力・・・・・・・・・・・・・72	2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力・・・・・・・・・・・・・74		
3 義援金の募集及び受付・・・・・・・・・・・・・72	3 義援金の募集及び受付・・・・・・・・・・・・・74		
4 委員会の設置・・・・・・・・・・・・・72	4 委員会の設置・・・・・・・・・・・・・74		
5 義援金の保管・・・・・・・・・・・・・72	5 義援金の保管・・・・・・・・・・・・・74		
6 義援金の配分・・・・・・・・・・・・・72	6 義援金の配分・・・・・・・・・・・・・74		
7 義援物資対策・・・・・・・・・・・・・72	7 義援物資対策・・・・・・・・・・・・・74		
第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画・・・・・・・・・・・・・73	第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画・・・・・・・・・・・・・75		
1 事前復興対策の実施・・・・・・・・・・・・・74	1 事前復興対策の実施・・・・・・・・・・・・・76		
2 復興対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・74	2 復興対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・76		
3 復興方針・計画の策定・・・・・・・・・・・・・74	3 復興方針・計画の策定・・・・・・・・・・・・・76		
4 復興事業の実施・・・・・・・・・・・・・74	4 復興事業の実施・・・・・・・・・・・・・76		
第2節 迅速な原状復旧の進め方・・・・・・・・・・・・・75	第2節 迅速な原状復旧の進め方・・・・・・・・・・・・・77		
第1 被災施設の復旧等・・・・・・・・・・・・・75	第1 被災施設の復旧等・・・・・・・・・・・・・77		
1 災害復旧事業計画の作成・・・・・・・・・・・・・75	1 災害復旧事業計画の作成・・・・・・・・・・・・・77		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定・・・76	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定・・・78		
3 災害復旧事業の実施・・・・・・・・・・・・・・76	3 災害復旧事業の実施・・・・・・・・・・・・・・78		
第2 災害廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・77	第2 災害廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・79		
1 解体、がれき処理・・・・・・・・・・・・・・77	1 解体、がれき処理・・・・・・・・・・・・・・79		
第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援・・・78	第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援・・・80		
第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付・・・79	第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付・・・81		
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・79	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・81		
2 災害見舞金の支給・・・・・・・・・・・・・・79	2 災害見舞金の支給・・・・・・・・・・・・・・81		
3 生活福祉資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・79	3 生活福祉資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・81		
4 母子寡婦福祉資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・79	4 母子父子寡婦福祉資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・81		
5 農林漁業復旧資金・・・・・・・・・・・・・・79	5 農林漁業復旧資金・・・・・・・・・・・・・・81		
6 中小企業復興資金・・・・・・・・・・・・・・79	6 中小企業復興資金・・・・・・・・・・・・・・81		
7 住宅復興資金・・・・・・・・・・・・・・79	7 住宅復興資金・・・・・・・・・・・・・・81		
第2 租税及び公共料金等の特例措置・・・・・・・・・・・・80	第2 租税及び公共料金等の特例措置・・・・・・・・・・・・82		
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置・・・・・・・・・・・・80	1 国税等の徴収猶予及び減免の措置・・・・・・・・・・・・82		
2 その他公共料金の特例措置・・・・・・・・・・・・80	2 その他公共料金の特例措置・・・・・・・・・・・・82		
第3 雇用対策・・・・・・・・・・・・・・82	第3 雇用対策・・・・・・・・・・・・・・84		
1 離職者への措置・・・・・・・・・・・・・・82	1 離職者への措置・・・・・・・・・・・・・・84	vi	
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置・・・・・・・・・・・・82	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置・・・・・・・・・・・・84		
3 被災事業主に関する措置・・・・・・・・・・・・82	3 被災事業主に関する措置・・・・・・・・・・・・85		
第4 住宅建設の促進・・・・・・・・・・・・・・84	第4 住宅建設の促進・・・・・・・・・・・・・・86		
1 建設計画の作成・・・・・・・・・・・・・・84	1 建設計画の作成・・・・・・・・・・・・・・86		
2 事業の実施・・・・・・・・・・・・・・84	2 事業の実施・・・・・・・・・・・・・・86		
3 入居者の選定・・・・・・・・・・・・・・85	3 入居者の選定・・・・・・・・・・・・・・87		
第5 被災者生活再建支援法の適用・・・・・・・・・・・・86	第5 被災者生活再建支援法の適用・・・・・・・・・・・・88		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定・・・・・・・・・・・・87	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定・・・・・・・・・・・・88		
2 支援法の適用基準・・・・・・・・・・・・・・87	2 支援法の適用基準・・・・・・・・・・・・・・89		
3 支援法の適用手続・・・・・・・・・・・・・・87	3 支援法の適用手続・・・・・・・・・・・・・・89		
4 支援金の支給額・・・・・・・・・・・・・・87	4 支援金の支給額・・・・・・・・・・・・・・89		
5 支援金支給申請手続・・・・・・・・・・・・・・87	5 支援金支給申請手続・・・・・・・・・・・・・・89		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考																																												
<p>6 支援金の支給・・・・・・・・・・・・・87</p> <p>第1章 総則 第1節 津波災害対策計画の概要 第4 基本方針</p> <p>津波災害対策計画の基本方針は</p> <ol style="list-style-type: none"> 東日本大震災の教訓を踏まえ、<u>同震災クラス</u>の津波を想定した防災対策の確立を図る。 津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。 県、市町村及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る。とにかく津波から逃げる。」との観点から、県民、事業者の役割も明示した計画とする。 <p>第2節 国内の津波被害 第1 津波災害の歴史</p> <p>1 津波災害の歴史</p> <p>〔明治以降の津波を伴った地震〕</p> <table border="1" data-bbox="91 1050 922 1452"> <thead> <tr> <th colspan="2">発震年月日</th> <th colspan="2">震央の位置</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th rowspan="2">被害摘要</th> </tr> <tr> <th>西暦</th> <th>日本歴</th> <th>北緯</th> <th>東経</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2011.3.11</td> <td>平成23.3.11</td> <td>38°6′</td> <td>142°52′</td> <td>9.0</td> <td><u>東日本大震災。</u> 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて、震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津</td> </tr> </tbody> </table>	発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要	西暦	日本歴	北緯	東経	(略)						2011.3.11	平成23.3.11	38°6′	142°52′	9.0	<u>東日本大震災。</u> 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて、震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津	<p>6 支援金の支給・・・・・・・・・・・・・89</p> <p>第1章 総則 第1節 津波災害対策計画の概要 第4 基本方針</p> <p>津波災害対策計画の基本方針は</p> <ol style="list-style-type: none"> 東日本大震災の教訓、<u>茨城県津波浸水想定及び茨城県地震被害想定を踏まえ、最大クラス</u>の津波を想定した防災対策の確立を図る。 津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。 県、市町村及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る。とにかく津波から逃げる。」との観点から、県民、事業者の役割も明示した計画とする。 <p>第2節 国内の津波被害 第1 津波災害の歴史</p> <p>1 津波災害の歴史</p> <p>〔明治以降の津波を伴った地震〕</p> <table border="1" data-bbox="960 1050 1792 1452"> <thead> <tr> <th colspan="2">発震年月日</th> <th colspan="2">震央の位置</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th rowspan="2">被害摘要</th> </tr> <tr> <th>西暦</th> <th>日本歴</th> <th>北緯</th> <th>東経</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2011.3.11</td> <td>平成23.3.11</td> <td>38°6′</td> <td>142°52′</td> <td>9.0</td> <td><u>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。</u> 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて、震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津</td> </tr> </tbody> </table>	発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要	西暦	日本歴	北緯	東経	(略)						2011.3.11	平成23.3.11	38°6′	142°52′	9.0	<u>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。</u> 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて、震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津	<p>1</p> <p>5</p>	<p>地震被害想定の見直し等</p> <p>表記の修正</p>
発震年月日		震央の位置		マグニチュード			被害摘要																																								
西暦	日本歴	北緯	東経																																												
(略)																																															
2011.3.11	平成23.3.11	38°6′	142°52′	9.0	<u>東日本大震災。</u> 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて、震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津																																										
発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要																																										
西暦	日本歴	北緯	東経																																												
(略)																																															
2011.3.11	平成23.3.11	38°6′	142°52′	9.0	<u>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。</u> 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて、震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津																																										

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					新計画 掲載頁	備考
				<p>波が襲来した。</p> <p>人的被害：死者 18,958，行方不明 2,655，負傷者 6,219。</p> <p>住宅被害：全壊 127,291，半壊 272,810，一部損壊 766,097</p> <p>（本県の状況）</p> <p>本県では，8市で震度6強，21市町村で震度6弱を観測。</p> <p>同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し，鉾田市で6強，神栖市で6弱を観測。</p> <p>人的被害：死者 65名，行方不明者 1名，重症 34名，軽症 678名</p> <p>住家被害：全壊 2,629棟，半壊 24,365棟，一部損壊 186,728棟</p> <p>床上浸水 1,799棟，床下浸水 779棟</p> <p><u>(平成 27 年 1 月 31 日現在)</u></p>					<p>波が襲来した。</p> <p>人的被害：死者 18,958，行方不明 2,655，負傷者 6,219。</p> <p>住宅被害：全壊 127,291，半壊 272,810，一部損壊 766,097</p> <p>（本県の状況）</p> <p>本県では，8市で震度6強，21市町村で震度6弱を観測。</p> <p>同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し，鉾田市で6強，神栖市で6弱を観測。</p> <p>人的被害：死者 66名，行方不明者 1名，重症 34名，軽症 680名</p> <p>住家被害：全壊 2,634棟，半壊 24,994棟，一部損壊 191,263棟</p> <p>床上浸水 75棟，床下浸水 624棟</p> <p><u>(平成 31 年 3 月 1 日現在)</u></p>		情報の更新
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 津波に強いまちづくり</p> <p>■対策</p> <p>1 津波に強いまちの形成</p> <p>【県（防災・危機管理部，土木部），市町村】</p> <p>(3) 津波災害特別警戒区域等の指定</p> <p>1) 津波による危険の著しい区域については，人的災害を防止するため津波災害警戒区域（※1），津波災害特別警戒区域（※2）や災害危険区域（※3）の指定について，必要に応じて検討を行い，措置を講ずるものとする。</p> <p>（略）</p>					<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 津波に強いまちづくり</p> <p>■対策</p> <p>1 津波に強いまちの形成</p> <p>【県（防災・危機管理部，土木部），市町村】</p> <p>(3) 津波災害警戒区域等の指定</p> <p>1) 津波による危険の著しい区域については，人的災害を防止するため津波災害警戒区域（※1），津波災害特別警戒区域（※2）や災害危険区域（※3）の指定について，必要に応じて検討を行い，措置を講ずるものとする。</p> <p>（略）</p>					7	表記の修正

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第2節 防災思想・知識の普及</p> <p>■対策</p> <p>1 防災教育</p> <p>(1) 住民への防災教育</p> <p>【県（防災・危機管理部），市町村，公共機関】</p> <p>ホームページや<u>ツイッター</u>を活用して，住民に対し，避難行動や津波の特性に関する知識の普及啓発，津波災害の危険性等の周知を図るとともに，「防災週間」，「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じて，以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>5) 警報等発表時や<u>避難指示，避難勧告</u>の発令時にとるべき行動，緊急避難場所や避難所での行動</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など，自らの置かれた状況によっては，<u>津波警報でも</u>避難すること <p>(略)</p> <p>4 防災訓練の実施</p> <p>(1) 防災訓練の実施</p> <p>【県，市町村，海岸管理者，港湾管理者，防災関係機関，住民】</p> <p>(略)</p> <p>津波災害を想定した訓練の実施に当たっては，<u>津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ，最大クラスの津波やその到達時間を踏まえるとともに</u>，実際に津波が発生した際に住民一人ひとりが自分で自分の身を守るよう，具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応急対策，災害復旧への備え</p> <p>第1 災害発生直前対策</p>	<p>第2節 防災思想・知識の普及</p> <p>■対策</p> <p>1 防災教育</p> <p>(1) 住民への防災教育</p> <p>【県（防災・危機管理部），市町村，公共機関】</p> <p>ホームページや <u>Twitter, LINE, Yahoo!防災速報などの民間アプリ</u>などを活用して，住民に対し，避難行動や津波の特性に関する知識の普及啓発，津波災害の危険性等の周知を図るとともに，「防災週間」，「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じて，以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>5) 警報等発表時や<u>避難指示（緊急）等</u>の発令時にとるべき行動，緊急避難場所や避難所での行動</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など，自らの置かれた状況によっては，<u>津波警報を見聞きしたら速やかに</u>避難すること <p>(略)</p> <p>4 防災訓練の実施</p> <p>(1) 防災訓練の実施</p> <p>【県，市町村，海岸管理者，港湾管理者，防災関係機関，住民】</p> <p>(略)</p> <p>津波災害を想定した訓練の実施に当たっては，<u>最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ</u>，実際に津波が発生した際に住民一人ひとりが自分で自分の身を守るよう，具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応急対策，災害復旧への備え</p> <p>第1 災害発生直前対策</p>	<p>14</p> <p>15</p> <p>15</p> <p>17</p>	<p>平成30年7月豪雨における課題を踏まえた修正</p> <p>表記の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 住民への避難指示等の伝達体制</p> <p>避難指示の発令については、具体的な基準をあらかじめ定め、必要に応じて内容の再点検を行い、住民への伝達が迅速かつ確実に行われる必要がある。</p> <p>■対策</p> <p>1 津波警報等の伝達体制の確保</p> <p>(1) 避難指示等の伝達体制の確保</p> <p>【国、県（防災・危機管理部）、市町村】</p> <p>市町村は、<u>地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等</u>の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとするとともに、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等を取り扱う県や気象庁等との連携に努めるものとする。また、県は気象庁等と連携して、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。</p> <p>なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(2) 伝達手段の多重化、多様化</p> <p>【国、県（政策企画部、防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関、放送事業者】</p> <p>さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者、一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報、戸別）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、Lアラート等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p>	<p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 住民への避難指示（緊急）等の伝達体制</p> <p>避難指示（緊急）等の発令については、具体的な基準をあらかじめ定め、必要に応じて内容の再点検を行い、住民への伝達が迅速かつ確実に行われる必要がある。</p> <p>■対策</p> <p>1 津波警報等の伝達体制の確保</p> <p>(1) 避難指示（緊急）等の伝達体制の確保</p> <p>【国、県（防災・危機管理部）、市町村】</p> <p>市町村は、<u>津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等</u>を発令することを基本とした具体的な避難指示（緊急）等の発令基準をあらかじめ定めるものとするとともに、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらを取り扱う県や気象庁等との連携に努めるものとする。</p> <p>また、県は気象庁等と連携して、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。</p> <p>なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(2) 伝達手段の多重化、多様化</p> <p>【国、県（政策企画部、防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関、放送事業者】</p> <p>さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者、一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報、戸別）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>ソーシャルメディア</u>、ワンセグ放送、Lアラート等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p>	<p>18</p> <p>19</p> <p>19</p> <p>19</p>	<p>表記の修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正及び表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(3) 住民等への伝達内容の検討 【県（防災・危機管理部，保健福祉部），市町村，港湾管理者，漁港管理者，防災関係機関】 津波警報，<u>避難勧告等</u>を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際，高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。 (略)</p> <p>(4) 津波地震や遠地地震への対応 【市町村，港湾管理者，漁港管理者，防災関係機関】 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては，住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう，津波警報等や<u>避難指示等</u>の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p>	<p>のとする。</p> <p>(3) 住民等への伝達内容の検討 【県（防災・危機管理部，保健福祉部），市町村，港湾管理者，漁港管理者，防災関係機関】 津波警報等，<u>避難指示（緊急）等</u>を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際，高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。 (略)</p> <p>(4) 津波地震や遠地地震への対応 【市町村，港湾管理者，漁港管理者，防災関係機関】 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては，住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう，津波警報等や<u>避難指示（緊急）等</u>の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p>	19	表記の修正
<p>2 住民等の避難誘導體制</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等 【市町村，施設管理者】 市町村は，具体的な津波想定や住民，自主防災組織，消防機関，警察，学校等多様な主体の参画により，次のことについて記載した具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し，その内容について，住民等への周知徹底を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難対象地域，指定緊急避難場所，避難路 ・ 津波情報の収集・伝達の方法 ・ <u>避難勧告・指示</u>の具体的な発令基準 ・ 避難訓練の内容 <p>(略)</p>	<p>2 住民等の避難誘導體制</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等 【市町村，施設管理者】 市町村は，具体的な津波想定や住民，自主防災組織，消防機関，警察，学校等多様な主体の参画により，次のことについて記載した具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し，その内容について，住民等への周知徹底を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難対象地域，指定緊急避難場所，避難路 ・ 津波情報の収集・伝達の方法 ・ <u>避難指示（緊急）等</u>の具体的な発令基準 ・ 避難訓練の内容 <p>(略)</p>	20	表記の修正
<p>第3 被害軽減のための備え</p>	<p>第3 被害軽減のための備え</p>		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>■対策</p> <p>2 医療救護活動への備え</p> <p>【県（防災・危機管理部，保健福祉部，土木部），市町村，病院，且赤，医療関係団体】</p> <p>（略）</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>第1 津波警報等の伝達</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(2) 迅速・的確な避難指示等</p> <p>強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合，直ちに避難指示を行うなど，速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。</p> <p>なお，津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても，住民等の円滑な避難や安全確保の観点から，津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。</p> <p>(3) あらゆる伝達手段の活用</p> <p>津波警報，避難勧告等の伝達に当たっては，走行中の車両，運行中の列車，船舶，海水浴客，釣り人，観光客等にも確実に伝達できるよう，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J-A L E R T），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ，Lアラート等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・注意報，津波情報の収集・伝達</p>	<p>■対策</p> <p>2 医療救護活動への備え</p> <p>【県（防災・危機管理部，保健福祉部，土木部），市町村，病院，且赤茨城県支部，医療関係団体】</p> <p>（略）</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>第1 津波警報等の伝達</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(2) 迅速・的確な避難指示（緊急）等</p> <p>強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合，直ちに避難指示（緊急）を行うなど，速やかに的確な避難指示（緊急）等を行うものとする。</p> <p>なお，津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても，住民等の円滑な避難や安全確保の観点から，津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。</p> <p>(3) あらゆる伝達手段の活用</p> <p>津波警報等，避難指示（緊急）等の伝達に当たっては，走行中の車両，運行中の列車，船舶，海水浴客，釣り人，観光客等にも確実に伝達できるよう，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J-A L E R T），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ，Lアラート等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・注意報，津波情報及び津波予報の収集・伝達</p>	<p>26</p> <p>28</p> <p>28</p> <p>28</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p>

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考																													
<p>1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達 2) 津波情報の収集 3) 津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>■対策</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報, 津波情報の収集・伝達</p> <p>(2) 津波情報の収集 2) 津波情報の種類と発表内容 (略) 最大波の観測地及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）</p> <table border="1" data-bbox="91 689 927 895"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td><u>(すべて数値で発表)</u></td> <td>沖合での観測地, 沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="107 943 878 1331" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="165 1015 855 1289"> <thead> <tr> <th>全国の警報等の発表状況</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中</td> <td>より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>沖合での観測値を「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報のみ発表中</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> </div>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	(略)			津波注意報	<u>(すべて数値で発表)</u>	沖合での観測地, 沿岸での推定値とも数値で発表	全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容	いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表	津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表	<p>1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達 2) 津波情報<u>及び津波予報</u>の収集 3) 津波情報, <u>津波予報</u>及び地震情報の伝達</p> <p>■対策</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報, 津波情報<u>及び津波予報</u>の収集・伝達</p> <p>(2) 津波情報の収集 2) 津波情報の種類と発表内容 (略) 最大波の観測地及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）</p> <table border="1" data-bbox="958 689 1794 895"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td><u>(すべての場合)</u></td> <td>沖合での観測地, 沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	(略)			津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	沖合での観測地, 沿岸での推定値とも数値で発表	<p>29</p> <p>34</p> <p>34</p>	<p>表記の修正</p> <p>発表基準の表記の変更</p> <p>最大波の観測地は発表しないことに変更されたことによる修正</p>
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																														
(略)																																
津波注意報	<u>(すべて数値で発表)</u>	沖合での観測地, 沿岸での推定値とも数値で発表																														
全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容																														
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表																														
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表																														
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表																														
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																														
(略)																																
津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	沖合での観測地, 沿岸での推定値とも数値で発表																														

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考									
<p>(3) 津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p> <p>地震・津波情報伝達系統図</p>	<p>(3) 津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p> <p>地震・津波情報伝達系統図</p>	35	誤記の修正（消防庁から関係市町村及び関係機関等並びに関係市町村及び関係機関等から住民への矢印の追加）									
<p>(4) 地震解説資料の収集</p> <p><u>地震発生後、約1～2時間経過した後に、現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに、過度の不安を取り除くための情報として水戸地方気象台から地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、津波警報・注意報が発表されたとき、それまで地震活動が見られなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。関係機関は本情報を必要な機関に伝達するものとする。</u></p>	<p>(4) 地震解説資料の収集</p> <p><u>発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="958 1050 1800 1449"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料（速報版）</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。</td> </tr> <tr> <td>地震解説資料</td> <td>以下のいずれかを満たした場合</td> <td>地震発生後1～2時間を目途に、</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。	地震解説資料	以下のいずれかを満たした場合	地震発生後1～2時間を目途に、	36	解説資料等の内容等の追加
解説資料等の種類	発表基準	内容										
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。										
地震解説資料	以下のいずれかを満たした場合	地震発生後1～2時間を目途に、										

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後		新計画 掲載頁	備考	
<p>第2 住民等の避難誘導</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) <u>避難勧告, 避難指示（緊急）</u></p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 避難勧告, 避難指示（緊急）, 誘導</p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助・救急, 医療及び消火活動等</p> <p>■対策</p> <p>1 救急・救助活動</p> <p>【県（保健福祉部, 警察本部）, 市町村, 市町村（消防機関）, 病院, <u>日赤茨城支部</u>, 医療関係団体, 医療ボランティア等】</p> <p>(略)</p>	<p><u>（詳細版）</u></p>	<p>・大津波警報, 津波警報, 津波注意報発表時</p> <p>・震度5弱以上</p> <p>・社会的に関心の高い地震が発生</p>	<p>地震や津波の特徴を解説するため, より詳しい状況等を取りまとめ, 地震解説資料（速報版）の内容に加えて, 防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し, 津波や長周期地震動の観測状況, 緊急地震速報の発表状況, 周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。</p>		
	<p>管内地震活動</p> <p><u>図</u></p>	<p>・定期（毎月初旬）</p>	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成, その他防災に係る活動を支援するために, 毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>		
		<p>第2 住民等の避難誘導</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) <u>避難指示（緊急）等及び誘導</u></p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 避難指示（緊急）等及び誘導</p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助・救急, 医療及び消火活動等</p> <p>■対策</p> <p>1 救急・救助活動</p> <p>【県（保健福祉部, 警察本部）, 市町村, 市町村（消防機関）, 病院, <u>日赤茨城県支部</u>, 医療関係団体, 医療ボランティア等】</p> <p>(略)</p>		<p>38</p> <p>38</p> <p>50</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p>

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>■対策</p> <p>3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保</p> <p>【県（各部局），関東運輸局茨城運輸支局，鹿島海事事務所，第三管区海上保安本部，自衛隊，茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，<u>日立電鉄交通サービス株式会社</u>，一般社団法人茨城県バス協会，一般社団法人茨城県トラック協会，赤帽茨城県軽自動車運送協同組合，日本通運株式会社，東日本旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，ジェイアールバス関東株式会社，その他の鉄道事業者】</p> <p>第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動</p> <p>第2 防疫及び遺体処理等</p> <p>3 遺体の処理</p> <p>【市町村，県（保健福祉部，県警本部），<u>日赤茨城支部</u>】（略）</p> <p>第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>■対策</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ</p> <p>■対策</p>	<p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>■対策</p> <p>3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保</p> <p>【県（各部局），関東運輸局茨城運輸支局，鹿島海事事務所，第三管区海上保安本部，自衛隊，茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，一般社団法人茨城県バス協会，一般社団法人茨城県トラック協会，赤帽茨城県軽自動車運送協同組合，日本通運株式会社，東日本旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，ジェイアールバス関東株式会社，その他の鉄道事業者】</p> <p>第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動</p> <p>第2 防疫及び遺体処理等</p> <p>3 遺体の処理</p> <p>【市町村，県（保健福祉部，県警本部），<u>日赤茨城県支部</u>】（略）</p> <p>第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p><u>（7）有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策</u></p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>■対策</p> <p><u>7 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策</u></p> <p><u>【県（県民生活環境部），市町村，建築物等の所有者又は管理者，事業者】</u></p> <p><u>地震災害対策計画編第3章第4節第6「危険物等災害防止対策」に準じる。</u></p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ</p> <p>■対策</p>	<p>52</p> <p>65</p> <p>70</p> <p>72</p>	<p>茨城交通へ吸収合併</p> <p>表記の修正</p> <p>地震災害対策計画編にあわせて修正</p> <p>地震災害対策計画編にあわせて修正</p>

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能 【県（保健福祉部），市町村】 地震災害対策計画編第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。</p> <p>3 義援金の募集及び受付 【県（保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会】 地震災害対策計画編第4章第1節第1「義援金の募集及び配分」に準じる。</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援 ■対策</p> <p>4 母子寡婦福祉資金の貸付</p>	<p>2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能 【県（<u>県民生活環境部</u>，<u>防災・危機管理部</u>，保健福祉部），市町村】 地震災害対策計画編第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。</p> <p>3 義援金の募集及び受付 【県（<u>防災・危機管理部</u>，保健福祉部），市町村，日赤茨城県支部，茨城県共同募金会】 地震災害対策計画編第4章第1節第1「義援金の募集及び配分」に準じる。</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援 ■対策</p> <p>4 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金の貸付</p>	<p>74</p> <p>74</p> <p>81</p>	<p>地震災害対策計画編にあわせて修正</p> <p>地震災害対策計画編にあわせて修正</p> <p>地震災害対策計画編にあわせて修正</p>